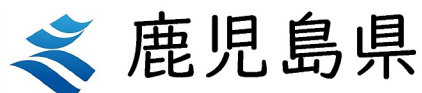


工事関係書類 簡素化の手引き

かごしま未来応援隊！

(愛称：KM0「Kagoshima Mirai Ouentai」)



土木部監理課 技術管理室

令和7年5月

1. 目的
2. 簡素化の原則
3. 簡素化のポイント
4. 簡素化の内容

建設業においては、若手入職者の減少、建設技能者の高齢化の進行などにより将来の担い手不足が懸念されています。

また、労働基準法改正による罰則付きの時間外労働規制が令和6年4月から適用されたことにより、更なる事務の軽減を図ることが喫緊の課題となっています。

これを踏まえ、これまで行ってきた工事書類の統一化に加え、「工事関係書類簡素化の手引き」として取りまとめ、工事関係書類をスリム化(簡素化)することで、受発注者がやりとりを行う書類について、お互い理解しながら、工事関係書類の作成作業の縮減に向けて意識付けを行うものです。

2. 簡素化の原則

(1) 発注者は、施工管理基準等で求めていない書類の

① 提出・提示は求めない！

② 受理しない！

(2) 受注者は、施工管理基準等で求めていない書類の

① 作成・提出しない！

※社内用で必要とされる工事書類作成を妨げるものではありません。

鹿児島県

Point④ 電子納品（レベル2以上）で実施しよう。

鹿児島県



工事開始前		工事開始時		工事進行中		工事完了後		工事完了後	
作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容
作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容	作業内容
1-1 現場環境確認通知書	契約第10条第1項	〇	〇						
1-2 現場環境等変更通知書	契約第10条第1項	〇	〇						
2 調査代金内訳書	契約第3条第1項	〇	〇						調査代金額(1)の取引により2月7日(金)まで月々を返せる工事
3 工事費(実業工費)	契約第3条第1項	〇	〇						契約締結後7日以内
4 建設業法に基づく制度の普及促進計画	共1-1-1-42	〇	〇						建設業法に基づく制度に該当する場合。
5 建設業法に基づく制度の普及促進計画	共1-1-1-42	〇	〇						建設業法に基づく制度に該当する場合。
6 請求書(明細書)	契約第3条第1項	〇	〇						建設業法に基づく制度に該当する場合。
7 コーピング設置工事管理計画	共1-1-1-5	-	〇						受注・実業・完成・訂正時にそれぞれ提示する。
8 品質管理計画書	共1-1-1-8 特記仕様書	〇	〇						契約締結後提示された場合に提出する。 (設計・工事・実業・完成・訂正時にそれぞれ提示する。)
9 再生資源利用計画書	共1-1-1-19	-	〇						建設業法に基づく制度に該当する場合。
10 再生資源利用計画書	共1-1-1-19	-	〇						建設業法に基づく制度に該当する場合。
11 再生資源利用計画書	共1-1-1-19	-	〇						建設業法に基づく制度に該当する場合。
12 下工事における管内建設業者等不況対策実施報告書	共1-1-1-4	〇	〇						該当する場合、監督職員に提出する。
13 建設業者等不況対策実施報告書	共1-1-1-4	〇	〇						該当する場合、監督職員に提出する。
14 設計図書の照査確認書	共1-1-1-3	-	〇						契約第10条第1項に該当があった場合。
15 工事開始前点検(受入B及び多角形の設置)	共1-1-1-39	-	〇						
16 工事開始前点検(設計図書との照査)	共1-1-1-39	-	〇						

Point② 工事書類簡素化の原則を確認

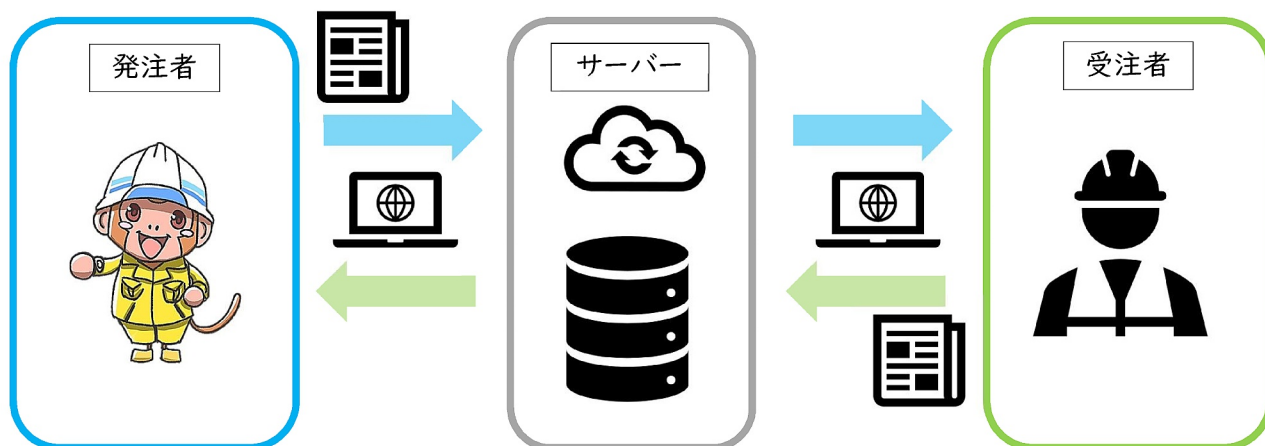
契約後すぐに受発注者間で、「簡素化の原則」を確認し、不要な書類の「提出は求めない」「作成・提出しない」を徹底しよう。



Point③ 情報共有システム(ASP方式)を活用

情報共有システム(ASP方式)を活用し、業務効率化を図ろう。

※工事設計金額10,000千円以上の工事が対象。
受注者の希望により活用可。



書類整理の
手間が削減



印刷
不要



移動時間が
削減

Point④ 電子納品（レベル2以上）を実施

金額にかかわらず、電子納品（レベル2以上）とし、業務効率化を図ろう。

※設計金額1千万円以上は、原則として電子納品レベル2以上の納品



【電子納品レベル毎の成果品】

項目	工事
レベル1.5	・工事写真を国の電子納品要領・基準等に沿って整理し、最終成果を作成する。 ・関係書類を電子化し納品するかは任意
レベル2	・工事写真、書類及び図面を国の電子納品要領・基準等に沿って整理し最終成果を作成する。 ・書類及び図面はガイドラインに沿った作成を行う。
レベル3	・本ガイドラインの例外規定を除き国の要領・基準等に完全準拠

【最終成果提出時・検査時（二重化運用基準（案））】

項目	工事
必須	- 着工前・完成写真 - 中間検査写真 - 完成検査写真 - 品質・出来形管理総括表
協議のうえ提出	- 品質・出来形管理資料 - 重要な部分の写真 (重要な工種の着工前完成または完成) - 重要な管理書類 (工事を代表する管理書類)

情報共有システム（ASP）により提出した書類は、紙での提出（納品）不要